

弁護士報酬規程

第1章 総則（第1条～第9条）

第2章 法律相談料等（第10条）

第3章 着手金及び報酬金（第11条～第34条）

第4章 手数料（第35条）

第5章 時間制（第36条）

第6章 顧問料（第37条）

第7章 日当（第38条）

第8章 実費等（第39条）

第9章 委任契約の清算（第40条～第42条）

附則

第1章 総則

第1条（目的・趣旨）

- 1 本規程は、弁護士法人つくし及び同法人所属の弁護士（以下、総称して「弁護士ら」という。）の報酬に関する標準を示すことを目的とする。
- 2 弁護士らはその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準は、この規程の定めるところによる。

第2条（弁護士報酬の種類）

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。
- 2 前項の用語の意義は、次のとおりとする。
 - ① 法律相談料
依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
 - ② 着手金
事件又は法律事務（以下、総称して「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
 - ③ 報酬金
事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
 - ④ 手数料
一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等や着手金・報酬金の報酬体系になじまない事件等についての委任事務処理の対価をいう。
 - ⑤ 顧問料
契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
 - ⑥ 日当
弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

第3条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払うものとする。

第4条（事件等の個数等）

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼

を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一の弁護士らが引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第5条（弁護士の報酬請求権）

1 弁護士らは、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当し、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士らは、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

① 同一の依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき

② 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき

3 1件の事件等を複数の弁護士らが受任したときは、次の各号のいずれかに該当するときに限り、各弁護士らは、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

① 各弁護士らによる受任が依頼者の意思に基づくとき

② 複数の弁護士らによらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき

第6条（弁護士の説明義務等）

1 弁護士らは、依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

2 弁護士らは、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他特約事項を記載する。

4 弁護士らは、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

第7条（弁護士報酬の減免等）

1 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士らは第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士らは、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。

第8条（弁護士報酬の特則による増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士らは、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

第9条（消費税に相当する額）

本規程に定める額は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）に基づき、弁護士らの役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含む。

第2章 法律相談料等

第10条（法律相談料）

1 法律相談料は、次のとおりとする。

① 個人（非事業者）

初回 30 分以内 5500 円～1 万 1000 円

継続相談 30 分以内 1 万 1000 円～2 万 2000 円

ただし、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、次の「法人又は個人事業者」の例による。

② 法人又は個人事業者

初回 30 分以内 1 万 1000 円～2 万 2000 円

継続相談 30 分以内 2 万 2000 円～3 万 3000 円

- 2 法律相談時間が平日 10 時から 17 時以外の時間帯に行われる場合、または法律相談を行うに際して海外法務に関する知見や外国語の運用を伴う場合、前項に定める法律相談料は、それぞれの事由に基づき、各 50%増額することができる。

第 3 章 着手金及び報酬金

第 1 節 民事事件

第 11 条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、本規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定する。

第 12 条（経済的利益が算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、本規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- ① 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）とする。
- ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額とする。
- ③ 継続的給付債権は、債権総額の 10 分の 7 の額とする。ただし、期間不定のものは 7 年分の額とする。
- ④ 賃料増減額請求事件は、増減額分の 7 年分の額とする。
- ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額とする。
- ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の 2 分の 1 の額とする。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の 2 分の 1 の額を超えるときは、その権利の時価相当額とする。
- ⑦ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額とし、建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額とする。ただし、事案の性質上、賃料を基準とすることが相当である場合は、3 年分の賃料相当額とする。
- ⑧ 地役権は、承役地の時価の 2 分の 1 の額とする。
- ⑨ 担保権は、被担保債権額とする。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額とする。
- ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、前 5 号に準じた額とする。
- ⑪ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額とする。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額とする。
- ⑫ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の 3 分の 1 の額とする。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額とする。
- ⑬ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額とする。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の 3 分の 1 の額とする。
- ⑭ 遺留分侵害請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額とする。
- ⑮ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額とする。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第 1 号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）とする。

第 13 条（経済的利益算定の特則）

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士らは、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号のいずれかに該当するときは、弁護士らは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
 - ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき
 - ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき

第14条（経済的利益—算定不能な場合）

- 1 第12条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を1000万円とする。
- 2 弁護士らは、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減することができる。

第15条（民事事件の着手金及び報酬金）

- 1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、本規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する。
 - ① 経済的利益の額が300万円以下の場合、着手金はその8.8%、報酬金はその17.6%とする。
 - ② 経済的利益の額が300万円を超えて3000万円以下の場合、着手金はその5.5%に9万9000円を加算した額、報酬金はその11%に19万8000円を加算した額とする。
 - ③ 経済的利益の額が3000万円を超えて3億円以下の場合、着手金はその3.3%に75万9000円を加算した額、報酬金はその6.6%に151万8000円を加算した額とする。
 - ④ 経済的利益の額が3億円を超える場合は、着手金はその2.2%に405万9000円を加算した額、報酬金はその4.4%に811万8000円を加算した額とする。
- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、50%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき同一の弁護士らが引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 前3項の着手金は、22万円を最低額とする。

第16条（調停事件及び示談交渉事件）

- 1 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、本規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、本規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項により算定された額の2分の1とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、本規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項により算定された額の2分の1とする。
- 4 前3項の着手金は、22万円を最低額とする。

第17条（契約締結交渉）

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、ディール額を基準として、次の各号のとおりに算定する。本規程において、ディール額とは、取引に際して移動する交換価値を指すが、取引の一方が現金ないし現金等価物を拠出する場合はその金額とし、等価交換式取引等の場合は客観性のある時価をもってディール額とする（以下同じ。）。なお、本条が適用されるのは、契約締結過程において交渉の立会・助言・戦略立案等を含む場合である。確定した合意内容を法的に有効な文書とする活動に対する手数料については、第36条第2号(1)の規定によるものとする。

① 国内における事案処理は、ディール額が3000万円以下の場合、着手金をディール額×1.1%、報酬金をディール額×2.2%とし、ディール額が3000万円を超えて3億円以下の場合、着手金をディール額×0.55%に16万5000円を加算した額、報酬金をディール額×1.1%に33万円を加算した額とし、ディール額が3億円を超える場合は、着手金をディール額×0.33%に82万5000円を加算した額とし、報酬金をディール額×0.66%に165万円を加算した額とする。

② 国際契約交渉は、前号の倍額とする。

2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、50%の範囲内で増減額することができる。

3 前2項の着手金は、22万円を最低額とする。

4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。ただし、国際契約交渉において、締結した外国語の契約書（正文）とは別に和文契約書を参考のため作成をすべき場合は、別途協議のうえ定める公正な訳文作成費用を請求することができる。

第18条（督促手続事件）

1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、経済的利益の額が3000万円までの場合はその1.1%、3000万円を超えて3億円までの場合はその0.55%に16万5000円を加算した額、3億円を超える場合はその0.33%に82万5000円を加算した額とする。

2 前項の着手金は、事件の内容により、50%の範囲内で増減額することができる。

3 前2項の着手金は、22万円を最低額とする。

4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第15条の規定により算定された額が前3項の規定により算定された額を上回る場合はその差額とし、上回らない場合は発生させないものとする。

5 督促手続事件の報酬金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

6 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士らは、前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第15条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

第19条（手形、小切手訴訟事件）

1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、経済的利益の額が3000万円以下の場合、着手金をその2.75%、報酬金をその5.5%とし、経済的利益の額が3000万円を超えて3億円以下の場合、着手金をその1.65%に33万円を加算した額、報酬金をその3.3%に66万円を加算した額とし、経済的利益の額が3億円を超える場合は、着手金をその1.1%に198万円を加算した額、報酬金をその2.2%に396万円を加算した額とする。

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、50%の範囲内で増減額することができる。

3 前2項の着手金は、22万円を最低額とする。

4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第15条の規定により算定された額が前3項の規定により算定された額を上回る場合はその差額とし、上回らない場合は発生させないものとし、その報酬金は、第15条の規定を準用する。

第20条（離婚事件）

1 離婚事件の着手金及び報酬金は、離婚調停事件又は離婚交渉事件については、着手金及び報酬金をいずれも33万円以上55万円以下とし、離婚訴訟事件については着手金及び報酬金をいずれも44万円以上66万円以下とする。ただし、離婚訴訟事件について、同一の弁護士らが引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。

- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料、養育費など財産給付を伴うときは、弁護士らは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第15条又は第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、弁護士らは、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第21条（境界に関する事件）

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、55万円以上110万円以下とする。ただし、同一の弁護士らが引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 2 前項の着手金及び報酬金は、第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、弁護士らは、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第22条（借地非訟事件）

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、借地権の額が5000万円以下の場合、33万円以上55万円以下とし、5000万円を超える場合についてはその0.55%に5万5000円以上27万5000円以下を加算した額とする。ただし、同一の弁護士らが引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士らは、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減することができる。
 - ① 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第15条の規定により算定された額
 - ② 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額及び／又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分及び／又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第15条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任す

るときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

第23条（保全命令申立事件等）

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定による。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第15条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1から2分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続により本案の目的を事実上達したときは、前項の規定にかかわらず、第15条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、22万円を最低額とする。

第24条（民事執行事件等）

- 1 民事執行事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第15条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第15条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第15条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、22万円を最低額とする。

第25条（倒産整理事件）

- 1 破産、民事再生、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、その着手金に含まれるものとする。
 - ① 非事業者の自己破産事件 22万円以上
 - ② 事業者の自己破産事件 55万円以上
 - ③ 自己破産以外の破産事件 55万円以上
 - ④ 非事業者の民事再生事件 33万円以上
 - ⑤ 事業者の民事再生事件 220万円以上
 - ⑥ 特別清算事件 220万円以上
 - ⑦ 会社更生事件 220万円以上
- 2 前項の各事件の報酬金は、第15条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払による利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第1号及び第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。

第26条（任意整理事件）

- 1 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。
 - ① 非事業者の任意整理事件 22万円以上
 - ② 事業者の任意整理事件 55万円以上

- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号のとおり算定する。
- ① 弁護士らが債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき、500万円以下の場合はその16.5%、500万円を超え1000万円以下の場合はその11%に27万5000円を加算した額、1000万円を超え5000万円以下の場合はその8.8%に49万5000円を加算した額、5000万円を超え1億円以下の場合はその6.6%に159万5000円を加算した額、1億円を超える場合はその5.5%に269万5000円を加算した額
 - ② 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき5000万円以下の場合はその3.3%、5000万円を超えて1億円以下の場合はその2.2%に55万円を加算した額、1億円を超える場合はその1.1%に165万円を加算した額
- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項に準ずるものとする。
- 4 第1項の事件の処理について裁判上の手続を要したときは、第2項及び第3項に定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。

第27条（行政上の不服申立事件）

- 1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金及び報酬金は、第15条の規定により算定された額とする。
- 2 前項の着手金は、22万円を最低額とする。

第2節 刑事事件

第28条（刑事事件の着手金）

刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

- ① 簡易に遂行できると見込まれる事件（起訴前のものを含む。）については、33万円以上55万円以下
- ② 前号以外の事件（起訴前のものを含む。）及び再審事件については、55万円以上

第29条（刑事事件の報酬金）

- 1 刑事事件の報酬金は、次のとおりとする。
 - ① 簡易に遂行できた事件で、起訴前のものは、不起訴の場合は33万円以上55万円以下とし、求略式命令起訴の場合は同金額を超えない額とし、起訴後のものは、刑の執行猶予の場合は33万円以上55万円以下とし、求刑された刑が軽減された場合は、同額を超えない額とする。
 - ② 簡易に遂行できた事件以外の事件は、起訴前のものは、不起訴の場合は66万円以上とし、求略式命令の場合は55万円以上とし、起訴後のもの（再審事件を含む。）は、無罪の場合は110万円以上とし、刑の執行猶予の場合は55万円以上とし、求刑された刑が軽減された場合は、軽減の程度による相当な額とし、検察官上訴が棄却された場合は55万円以上とし、再審請求事件は110万円以上とする。
- 2 検察官の上訴の取下又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡があったときの報酬金は、それまでに弁護人らが費やした時間及び執務量を考慮したうえ、前項の規定を準用する。

第30条（刑事事件につき同一の弁護士らが引き続き受任した場合等）

- 1 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一の弁護士らが起訴後の事件を受任するときは、第28条に定める着手金を受けることができる。ただし、簡易に遂行できると見込まれる事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。
- 2 刑事事件につき同一の弁護士らが引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士らは、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

第31条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告及び勾留理由開示等の申立事件の着手金及び

報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

第32条（告訴、告発等）

告訴、告発、檢察審査の申立、仮釈放、仮出獄及び恩赦等の手続の着手金は、1件につき22万円以上とし、報酬金は、1件につき22万円以上とする。

第3節 少年事件

第33条（少年事件の着手金及び報酬金）

- 1 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は、家庭裁判所送致の前後を問わず、33万円以上55万円以下とし、抗告、再抗告及び保護処分取消は、33万円以上55万円以下とする。
- 2 少年事件の報酬金は、非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分の場合は55万円とし、その他は55万円以上とする。
- 3 弁護士らは、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第34条（少年事件につき同一の弁護士らが引き続き受任した場合）

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき、同一の弁護士らが引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士らは、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、同一の弁護士らが引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

第35条（手数料）

手数料は、本規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、以下のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第12条ないし第14条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

① 証拠保全

22万円に第15条第1項の着手金の規定により算定された額の11%を加算した額とする。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士らと依頼者との協議により定める額とする。なお、本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができるものとする。

② 即決和解

示談交渉を要しない場合は、経済的利益が300万円以下の場合は22万円とし、経済的利益が300万円を超えて3000万円以下の場合はその1.1%に18万7000円を加算した額とし、3000万円を超えて3億円以下の場合はその0.55%に35万2000円を加算した額とし、3億円を超える場合はその0.33%に101万2000円を加算した額とする。示談交渉を要する場合は、示談交渉事件として、第16条又は第20条ないし第22条の各規定により算定された額とする。ただし、本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできないものとする。

③ 公示催告

即決和解の示談交渉を要しない場合と同額とする。

④ 倒産整理事件の債権届出

5万5000円以上11万円以下とする。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士らと依頼者との協議により定める額とする。

⑤ 簡易な家事審判（家事事件手続法第39条別表第一に属する家事審判事件で事案簡明なもの）

11万円以上22万円以下

(2) 裁判外の手数料

① 契約書作成

ディール額が300万円以下の場合は22万円とし、300万円を超え3000万円以下の場合はディール額の1.1%に18万7000円を加算した額とし、3000万円を超え3億円以下の場合はディール額の0.33%に41万8000円を加算した額とし、3億円を超える場合はディール額の0.11%に107万8000円を加算した額とする。

なお、「契約書作成」とは、「契約条件の交渉等合意の締結に向けた活動」を一切含まないものであって、「確定した合意内容を法的に有効な文書とする活動に対する手数料」を定めるものであり、原案の起案であると、相手方等から提示された原案に対する修正とを問わない。契約締結過程において、弁護士らに対して交渉の立会・助言・戦略立案等を依頼する場合は、「契約交渉」事案として扱われ、前記の「契約交渉」に関する報酬の定めによるものとする。

② 法律関係調査（事実関係調査を含む。）

11万円以上22万円以下とする。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士らと依頼者との協議により定める額とする。

③ 遺言書作成

経済的利益が300万円以下の場合は22万円とし、経済的利益が300万円を超え3000万円以下の場合はその1.1%に18万7000円を加算した額とし、3000万円を超え3億円以下の場合はその0.33%に41万8000円を加算した額とし、経済的利益が3億円を超える場合はその0.11%に107万8000円を加算した額とする。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士らと依頼者との協議により定める額とし、公正証書にする場合は5万5000円を加算する。

④ 遺言執行

経済的利益が300万円以下の場合は33万円とし、経済的利益が300万円を超え3000万円以下の場合はその2.2%に26万4000円を加算した額とし、経済的利益が3000万円を超え3億円以下の場合はその1.1%に59万4000円を加算した額とし、3億円を超える場合はその0.55%に224万4000円を加算した額とする。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士らと受遺者との協議により定める額とし、遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができるものとする。

⑤ 会社設立、増減資等の資本政策の変更、合併・会社分割・事業譲渡等の組織変更及び通常清算（株式会社の清算事務のほかSPC・匿名組合等の清算を含む。）

ディール額が1000万円以下の場合はその4.4%とし、ディール額が1000万円を超え2000万円以下の場合はその3.3%に11万円を加算した額とし、ディール額が2000万円を超え1億円以下の場合はその2.2%に33万円を加算した額とし、ディール額が1億円を超え2億円以下の場合はその1.1%に143万円を加算した額とし、ディール額が2億円を超え20億円以下の場合はその0.55%に253万円を加算した額とし、ディール額が20億円を超える場合は0.33%に693万円を加算した額とする。ただし、合併又は分割については220万円を、通常清算については110万円を、その他の手続については22万円を、それぞれ最低額とし、日本国外の事業等に関連する事案処理の手数料は、倍額とする（外国語により完結している各種法律行為につき、別途日本語訳ないし和文契約書訳文の作成をすべ

き場合、別途費用を請求することができるものとする。)

なお、「ディール額」は、対象法人の資本額、総資産額若しくは増減資産のうち最も高い額とする。

⑥ 株主総会等指導

33万円以上とする。ただし、総会等準備も指導する場合、55万円以上とする。

⑦ 現物出資等証明（会社法207条9項4号に基づく証明）

1件33万円とする。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士らと依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減することができる。

⑧ 内容証明郵便作成

5万5000円以上11万円以下とする。ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士らと依頼者との協議により定める額とする。なお、弁護士らが代理人として作成する場合は第16条が適用されるものとする。

第5章 時間制

第36条（時間制）

- 1 弁護士らは、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の時間制単価は、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して定めるものとする（社員である弁護士は1時間当たり6万6000円、アソシエイトである弁護士は1時間当たり3万3000円を標準とする。）。
- 3 弁護士らは、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料

第37条（顧問料）

- 1 顧問料は、次のとおりとする。ただし、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。
 - ① 非事業者 年額13万2000円（月額1万1000円）以上
 - ② 事業者 月額5万5000円以上
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費等の実費の支払等につき、弁護士らは、依頼者と協議の上、顧問契約の内容を決定する。

第7章 日当

第38条（日当）

- 1 日当は、次のとおりとする。ただし、社員である弁護士については、算定される金額の倍額とする。
 - ① 往復1時間を超え2時間まで 1万1000円以上3万3000円以下
 - ② 往復2時間を超え4時間まで 3万3000円以上5万5000円以下
 - ③ 往復4時間を超える場合 5万5000円以上11万円以下
- 2 前項にかかわらず、弁護士らは、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士らは、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第8章 実費等

第39条 (実費等の負担)

- 1 弁護士らは、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他の委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 弁護士らは、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
- 3 弁護士らは、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第9章 委任契約の清算

第40条 (委任契約の中途終了)

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士らは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済の弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。
- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士らの中に重大な責任があるときは、弁護士らは受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士らが既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士らは、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。
- 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士らに責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士らの同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士らは、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士らが委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

第41条 (事件等処理の中止等)

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、弁護士らは、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- 2 前項の場合には、弁護士らは、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

第42条 (弁護士報酬の相殺等)

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士らは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。
- 2 前項の場合には、弁護士らは、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

附則

- 1 本規程は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 本規程の変更は、令和6年4月1日から施行する。